

潮来市分別収集計画

令和元年 6 月

潮 来 市

潮来市分別収集計画

令和元年 6 月 28 日

1 計画策定の意義

環境保全と経済発展が両立する持続可能な社会を実現していくためには、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していくことが強く求められている。

また、全国的に最終処分場の新設が困難な状況にある中で、本市は市内に自前の最終処分場を持たず、ごみの焼却灰等の最終処分を市外の最終処分場への埋立てに依存していることから、市民・事業者・行政の適切な役割分担に基づき、ごみの 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に重点を置いた取り組みを強化していくことが極めて重要となっている。

このような状況下、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づき容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 4R を推進し、資源の有効利用を図ることを目的とし、循環型社会の形成に寄与しようとするものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 2 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 4 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第 8 条第 2 項第 1 号）

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
容器包装廃棄物	1, 3 4 7 t	1, 3 3 5 t	1, 3 2 2 t	1, 3 1 1 t	1, 2 9 9 t

【内 訳】

項目	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
スチール缶	1 5 9 t	1 5 7 t	1 5 6 t	1 5 4 t	1 5 3 t
アルミ缶	7 9 t	7 8 t	7 7 t	7 7 t	7 6 t
無色びん	8 t	8 t	8 t	8 t	8 t
茶びん	4 5 t	4 5 t	4 4 t	4 4 t	4 4 t
その他のびん	3 9 t	3 8 t	3 8 t	3 8 t	3 7 t
紙パック	4 0 t	3 9 t	3 9 t	3 9 t	3 8 t
段ボール	1 4 3 t	1 4 2 t	1 4 0 t	1 3 9 t	1 3 8 t
その他紙製容器包装	2 2 2 t	2 2 0 t	2 1 8 t	2 1 6 t	2 1 4 t
ペットボトル	1 0 8 t	1 0 7 t	1 0 6 t	1 0 5 t	1 0 4 t
その他プラ製容器包装	5 0 5 t	5 0 1 t	4 9 6 t	4 9 2 t	4 8 7 t
計	1, 3 4 7 t	1, 3 3 5 t	1, 3 2 2 t	1, 3 1 1 t	1, 2 9 9 t

算出方法

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{各容器包装廃棄} \\ \text{物の排出見込み} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{市が関与する一般廃} \\ \text{棄物量（容器包装算定} \\ \text{対象廃棄物量）} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{市が関与する一般廃棄物} \\ \text{量に占める容器包装廃棄} \\ \text{物の比率（組成調査）} \end{array}}$$

※市が関与する一般廃棄物とは、市が収集運搬又は直接搬入するごみ、集団回収等による排出抑制・再利用ごみとします。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ処理に伴う環境負荷や処理に要する費用の実態についての情報をわかりやすく提供し、ごみ減量の必要性についての認識を深めてもらうとともに、多くの市民が気軽に参加できるイベント等の開催を通じて、環境にやさしい消費行動への転換を進める。

・過剰包装の抑制

ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）を重視したライフスタイルへの変革を促進するため、マイバック・マイボトルの利用、使い捨て商品の使用抑制等についての普及啓発活動の強化を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、クリーンセンターが有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	資源ごみ 缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス容器 茶色のガラス容器 その他のガラス容器	資源ごみ ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	資源ごみ 飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装	資源ごみ 段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	資源ごみ 飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源ごみ ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源ごみ ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	136t		135t		133t		132t		131t	
主としてアルミ製の容器	56t		55t		55t		54t		54t	
無色のガラス製容器	(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)
	8t	0t	8t	0t	8t	0t	8t	0t	8t	0t
茶色のガラス製容器	(合計) 45t		(合計) 45t		(合計) 44t		(合計) 44t		(合計) 43t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)
	45t	0t	45t	0t	44t	0t	44t	0t	43t	0t
その他のガラス製容器	(合計) 39t		(合計) 38t		(合計) 38t		(合計) 38t		(合計) 37t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)
	39t	0t	38t	0t	38t	0t	38t	0t	37t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2t		2t		2t		2t		2t	
主として段ボール製の容器	143t		142t		140t		139t		138t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 9t		(合計) 9t		(合計) 9t		(合計) 8t		(合計) 8t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)
	9t	0t	9t	0t	9t	0t	8t	0t	8t	0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 108t		(合計) 107t		(合計) 107t		(合計) 105t		(合計) 104t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)
	105t	3t	106t	1t	107t	0t	105t	0t	104t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 361t		(合計) 358t		(合計) 355t		(合計) 351t		(合計) 348t	
	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)	(引渡さ れ量)	(独自処 理量)
	319t	42t	316t	42t	314t	41t	310t	41t	308t	40t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{平成30年度の分別基準適合物等の収集実績量} \times \text{人口変動率}$$

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
27,907人 (対前年度比) 99.0%	27,653人 (対前年度比) 99.1%	27,399人 (対前年度比) 99.1%	27,145人 (対前年度比) 99.1%	26,891人 (対前年度比) 99.1%

※ 人口値は、潮来市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015-2019（平成28年3月策定）で設定した計画人口により設定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や団体による集団回収が進んでいる段ボールなどの容器包装廃棄物については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集及び処理主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
缶	アルミ	資源ごみ (缶類)	市による 定期回収	施設選別、市による保管
	スチール			
びん	無色ガラス	資源ごみ (びん類)	市による 定期回収	施設選別、市による保管
	茶ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック	資源ごみ（紙パック）	市による 定期回収	市による保管
	段ボール	資源ごみ（段ボール）		
	その他紙製容器	資源ごみ（雑紙）		
プラスチック	PETボトル	資源ごみ（PETボトル）	市による 定期回収	施設選別で圧縮・梱包、一部自区内処理
	その他プラ	資源ごみ（その他プラ）		民間施設 一部自区内処理

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

容器包装リサイクル法における分別収集の実施を見据え、平成 1 2 年 3 月にリサイクルセンターを整備した。

分別収集の用に供する施設

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	中間処理	備 考
缶	アルミ	資源ごみ (缶類)	市指定袋	施設における 選別・圧縮	市による 分別収集
	スチール				
びん	無色ガラス	資源ごみ (びん類)	市指定袋	施設における 選別	市による 分別収集
	茶ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	資源ごみ（紙パック）	なし 十文字に 結束する	なし	市による 分別収集
	段ボール	資源ごみ（段ボール）			
	その他紙製 容器	資源ごみ（雑紙）			
プラス チック	PET ボトル	資源ごみ（PET ボトル）	市指定袋	施設における 選別・圧縮	市による 分別収集
	その他プラ	資源ごみ（その他プラ）	市指定袋	民間施設	

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第 8 条第 2 項第 7 号）

- ・ごみ処理に関する広報活動の推進として、市民等に対して、ごみ減量の必要性や容器包装リサイクルの意義及び効果についての理解を深めてもらうため、広報誌やホームページ等を活用した情報発信を行うとともに、ごみ処理・再資源化施設の見学会等を開催する。
- ・分別排出に対する市民協力度の向上や、分別精度の向上による品質の高い循環資源の確保を図るため、「資源物とごみの分別ガイドブック」の作成・配布、スマートフォンアプリを活用した情報提供、市職員による出前説明会やイベント等の開催を行う。
- ・ごみの適正搬出・適正分別の徹底を図るため、違反内容を明示した違反ごみステッカーを貼付し取り残しを実施する。 また、排出状況が悪いごみ集積所や不適正排出者に対しては、個別指導を行い、ルール of 徹底を図る。
- ・容器包装廃棄物を含む資源ごみの分別徹底やごみの減量化を目的として、市民の分別排出の利便性やコスト等を比較考慮しながら、収集区分・収集頻度を見直す。
- ・自治会等市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、優良団体の表彰などの支援を行う。